

(日本産業規格A4)

別紙様式第1号(第1条の5関係)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

(郵便番号)

申請者 住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名、商号
又は名称)

登 録 申 請 書

貸金業法第3条第1項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

1. 不要な字句は消して使用すること。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

※ 登 録 番 号	財務(支)局長 知事 () 第 号 (年 月 日)		
従 前 の 登 録 番 号	財務(支)局長 知事 () 第 号 (年 月 日)		
1 登 録 の 区 分	新 規	更 新	
2 法 人 ・ 個 人 の 別	法 人	個 人	
3 協 会 加 入 の 有 無	有 (会員番号:)		無
4 (ふりがな) 商 号 又 は 名 称			
5 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつて は、代表者の氏 名)			
6 住 所	(郵便番号) 電話番号 () -		
7 法 定 代 理 人			
(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、商号又は名称)			
8 役 員			
(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、商号又は名称)		役 名 等	

(記載上の注意)

- 「※登録番号」には記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 「登録の区分」及び「法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。
- 「協会加入の有無」は、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。
- 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。
なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記載された通称があるときは、括弧書で併記することができる。
- 「氏名」には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。ただし、「法定代理人」が氏を改めた者である場合にはこの限りでない。
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所（現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地）を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

9 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	職名
計名	

(記載上の注意)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」に括弧書で併記することができる。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

10 営業所等の名称及び所在地

名 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
計	店	

(記載上の注意)

- 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。
また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 「所在地」には電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名（業務委託先設置分は委託先ごと）を記載すること。
- 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。氏を改めた者においては、旧氏及び名を「貸金業務取扱主任者の氏名」に括弧書で併記することができる。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店（当該代理店が貸金業者である場合に限る。）については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。
- 現金自動設備について、地域によつて異なる貸金業務取扱主任者を設置する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

11 法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等

電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先 等

(記載上の注意)

- 1 「電話番号その他の連絡先等」には、施行規則第3条の2に規定する連絡先等を記載する。
- 2 貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等を記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

12 業務の種類

(記載上の注意)

次に掲げる業務のうち行うもののみを記載すること。

1 金銭の貸付け

- (1) 手形貸付
- (2) 証書貸付
- (3) 極度方式貸付
- (4) 手形の割引
- (5) 売渡担保
- (6) その他（具体的に記載すること。）

2 金銭の貸借の媒介

- (1) 手形貸付の媒介
- (2) 証書貸付の媒介
- (3) 極度方式基本契約の媒介
- (4) 手形の割引の媒介
- (5) 売渡担保の媒介
- (6) その他の媒介（具体的に記載すること。）

3 金銭の貸付けの代理

13 業務の方法

- 1 貸付けの相手方
(消費者金融、事業者向け金融の別)
- 2 貸付けの利率
(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。
年 %)
- 3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。
(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。
年 %)
- 4 利息の計算
 - (1) 利息の計算方法
 - (2) 利息の計算の期間 貸付け 当 翌 日からの弁済の 前 当 日までとする。
 - (3) 利息元加の方法
- 5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数
- 6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額 千円
- 7 担保に関する事項
- 8 手数料に関する事項
- 9 媒介手数料の場合
(場合によって異なるときは、その上限の率)
- 10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別
- 11 その他必要と認められる事項

(記載上の注意)

- 1 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。
- 2 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。
- 3 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を記載すること。なお、その他の方式がある場合、具体的な名称を括弧書で併記すること。
- 4 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、元本への返済の約定日(返済の約定日がないときはその旨)を記載することで代えることができる。
- 5 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。
- 6 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証人の要否を記載すること。
- 7 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかににかかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。
- 8 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。

14 他に行っている事業の種類

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

15 収入証紙又はレシート（提出用）貼付欄

(消印してはならない。)



999999	96	96010	999999	非課税	150,000	0	0.00	2025/01/06
貸金業者登録								
1:	宮城県庁	出納総務課			150,000	0	0.00	